

第 857 回 紫波町農業委員会総会議事録

令和 7 年 5 月 20 日開催

紫波町農業委員会

第 857 回紫波町農業委員会総会 議事録

第 857 回紫波町農業委員会総会は、令和 7 年 5 月 20 日、紫波町役場に招集された。

1 開催日時 令和 7 年 5 月 20 日(火) 午後 1 時 30 分から 午後 2 時 27 分

2 開催場所 紫波町役場 302 会議室

3 議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地の相続等の届出について

報告第 2 号 紫波町農地転用を伴わない用途変更等届出指導要綱による届出について

日程第 4 議案第 1 号 農用法第 3 条の規定による許可申請に対する許否の決定について

日程第 5 議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）作成の要請について

日程第 6 議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画（配分計画）作成の要請について（議事参与）

日程第 7 議案第 4 号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について

日程第 8 議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について

4 出席委員 (10 名)

1 番 蒲生庄平 君 3 番 大沼仁志 君 4 番 鈴木芳勝 君

5 番 山田 讓 君 6 番 佐藤武士 君 8 番 高橋伸夫 君

9 番 横沢一則 君 10 番 佐藤廣志 君 11 番 工藤姫子 君

12 番 岡市充司 君

5 欠席委員 (2 名)

2 番 若菜千穂 君 7 番 菅川 正 君

6 遅刻委員 なし

7 紫波町農業委員会会議規則第 16 条第 1 項及び第 2 項の規定により出席した説明員

事務局長 高田 浩一 君

主任 藤根あけみ 君

主任 横沢三重子 君

○事務局長（高田浩一君）

ただ今から、第 857 回紫波町農業委員会総会を開会いたします。

次第に沿って進めさせていただきます。

最初に、岡市会長よりご挨拶をお願いします。

○会長（岡市充司君）

農繁期になりまして、町内の田植え作業も皆さん大いぶ進んでいるように見受けられま

す。テレビ、新聞では、連日トランプ関税や令和の米騒動のニュースが報道されておりますが、今後どうなるかわかりません。

また、今年の天候は比較的暖かい日が続きまして、桜の花も例年より1週間ほど早く咲きました。今年は稻の苗の成長が早く、育苗ハウスの温度管理にいつも以上に神経を使い大変だったのではないかでしょうか。我々農業者にとりましては、穏やかな天候が一番望まれるところですが、なにぶん自然が相手の仕事ですので上手く付き合っていかなければならぬと思っています。

町内各地区で地域計画が策定されました。委員の皆様方にはお忙しい中ではあります
が、計画の更新についてそれぞれの地域で引き続きご協力くださるようお願いいたします。

それでは本日の総会審議よろしくお願ひいたします。

○事務局長（高田浩一君）

ありがとうございました。

総会の進行につきましては、紫波町農業委員会会議規則第9条により、会長が議長の任に当たることになってございますので、以後の進行につきましては議長にお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

慣例により紫波町農業委員会憲章を朗読いたしますので、委員の皆様はご起立をお願いします。

私が前文を朗読しますので、委員の皆様は各項目についてご唱和をお願いします。

（憲章を唱和）

○議長（岡市充司君）

ただ今の出席委員は10名であります。定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。欠席通告は、2番 若菜千穂委員、7番 菅川正委員であります。

○議長（岡市充司君）

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に入るに先立ち業務報告を行います。事務局から業務報告を求めます。

高田事務局長。

○事務局長（高田浩一君）

業務報告をいたします。議案1ページをお開きください。

（業務報告書朗読）

○議長（岡市充司君）

以上で業務報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

○議長（岡市充司君）

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、紫波町農業委員会会議規則第30条の2の規定により、議長において8番 高橋伸夫委員、9番 横沢一則委員を指名いたします。

○議長（岡市充司君）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日一日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日一日間と決定いたしました。なお、会期中の審議予定について
は、お手元に配付いたしましたとおりですので、ご了承願います。

○議長（岡市充司君）

日程第3 報告に入ります。

紫波町農業委員会会長等の専決に関する規程第2条第1項の規定により、専決処分
した件数が24件ありますので、同条第2項の規定により報告いたします。

報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地の相続等の届出について

報告第2号 紫波町農地転用を伴わない用途変更等届出指導要綱による届出について
事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案2ページをご覧ください。

報告第1号、農地法第3条の3の規定による農地の相続等の届出が21件あり、専決に
より処理いたしましたのでご報告します。

（議案書朗読）

続きまして6ページをご覧ください。報告第2号、紫波町農地転用を伴わない用途
変更等届出指導要綱による届出について3件の届けがあり、専決により処理いたしまし
たのでご報告いたします。

以上です。

○議長（岡市充司君）

以上で報告を終結いたします。

○議長（岡市充司君）

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否の決定につい
て、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案7ページをご覧ください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否の決定についてご説明し
ます。

お手元に配布した農地法関係調査資料1ページから併せてご覧ください。

（議案書朗読）

この案件につきましては、5月16日に開催された農地調整小委員会においてご審
議いただいております。許可申請に対する許否の決定について、本会のご審議、よろ

しくお願いします。

○議長（岡市充司君）

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議していますので、佐藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願います。

10番委員。

○10番（佐藤廣志君）

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否の決定について、農地調整小委員会での審議経過を報告します。

付議番号1番は、譲渡人の農業後継者がいないため、農地を手放したい意向により、隣接する農地の所有者に農地を買い受けてもらうものです。譲受人はトラクターを所有し、その他の作業は地域の生産組合に作業委託しております。譲受人本人は、農業後継者として、両親と一緒に農業に携わっており、今後は地域の担い手となることが期待されます。

付議番号2番は、所有者の死亡後、相続者が不在となり、相続財産管理人が管理している農地であります。当該農地は、現在、土地改良整備を行っているエリアで、早急に所有者不在農地を解消することが必要になっているため、近隣の農業者に売却をするものです。周辺農地は、地域の営農組合が大農機具で作業を担っており、農機具を利用する作業以外は譲受人が管理を行うため、問題ないものと思われます。

付議番号3番は、譲渡人が転居をするため、家と土地を売却するもので、買い受けた譲受人が隣接する農地を菜園として利用するものです。購入後は自家用野菜を作付けする計画であり、耕運機や作業小屋も譲渡人から譲渡を受ける予定であるため、適正な管理がされるものと判断いたしました。

農地調整小委員会では、この案件は地域の担い手として営農継続性が認められ、地域との調和要件についても問題はないとの意見であり、原案のとおり同意すべきとしたものです。

以上が審議経過です。

○議長（岡市充司君）

佐藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否の決定については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第5 議案第2号 農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）作成の要請

について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案9ページをご覧ください。

議案第2号 農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）作成の要請について、
をご説明いたします。

（議案書朗読）

以上の案件につきましては、5月16日の農地調整小委員会でご審議いただき、農業
経営基盤強化促進法第18条に規定された要件を満たしていることをご判断いただい
ております。決定の上は7月8日公告予定です。よろしくお願ひいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員
会において審議しておりますので、佐藤農地調整小委員長より審議の経過について報
告願います。

10番委員。

○10番（佐藤廣志君）

議案第2号 農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）作成の要請について、
農地調整小委員会での審議経過についてご報告いたします。

付議番号1番から34番までの耕作者が更新する案件で、利用権の設定を
するものは、耕作者の高齢化、後継者不在などの理由により、近隣農地を耕作してい
る農業者への依頼、または認定農業者及び大規模農家、営農組合組織等の規模拡大に
より集積をするため、問題がないと判断いたしました。

また、中間管理権の設定をするものは、農業経営基盤強化促進法の相対（あいた
い）契約から中間管理事業による中間管理権設定に移行するものなど、これまでの耕
作者が継続するものであり、今後も良好な耕作管理が期待できるものです。

付議番号1番から34番までの案件については、地域の担い手として営農継続性が
認められ、地域との調和要件についても問題はないとの意見であり、原案のとおり同
意すべきとしたものです。

以上が審議経過です。

○議長（岡市充司君）

佐藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第2号 農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）作成の要請について
は、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第6 議案第3号 農用地利用集積等促進計画（配分計画）作成の要請について（議事参与）、を議題といたします。

本案につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に■番 ■■■■委員が該当していますので、本案の審議が終了するまで退席願います。

（■■委員 退席）

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案14ページをご覧ください。

議案第3号 農用地利用集積等促進計画（配分計画）作成の要請について（議事参与）をご説明いたします。

（議案書朗読）

以上の案件につきましては、5月16日の農地調整小委員会でご審議いただいたおります。決定の上は7月8日公告予定です。よろしくお願ひいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議していますので、高橋伸夫農地調整小委員より審議の経過について報告願います。

8番委員。

○8番（高橋伸夫君）

議案第3号 農用地利用集積等促進計画（配分計画）作成の要請について（議事参与）の、農地調整小委員会での審議経過についてご報告いたします。

本案は、■■■■委員が農地中間管理事業の農地の再配分を受け、賃貸借権の移転を行う審議です。

■■委員が配分を受ける農地は、従前耕作者が耕作できなくなった農地を引き受けものです。■■委員が、買い受けた農地と一部組田になっているもの、または近隣にある農地であるため、■■委員が耕作することで効率的な作業が可能となります。利用権の設定を受ける■■委員は経営面積約4ヘクタールを経営している地域の中心経営体であることから、今後も良好な耕作管理が期待されるため、原案のとおり同意すべきとしたものです。

以上が審議経過です。

○議長（岡市充司君）

高橋委員より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第3号 農用地利用集積等促進計画（配分計画）作成の要請について（議事参与）は、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

■■委員の復席を求めます。

（■■委員 復席）

○議長（岡市充司君）

日程第7 議案第4号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤根主任。

○主任（藤根あけみ君）

議案第4号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定についてご説明します。議案は15ページをご覧ください。別添調査資料は7ページからでございます。申請件数は2件です。

（議案書朗読）

本案件につきましては、5月16日に現地調査を実施しております。当該証明書の可否の決定につきまして、本会のご審議をお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては現地調査を実施しておりますので、立会委員より現地調査の結果について報告願います。

3番委員。

○3番（大沼仁志君）

議案第4号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定についてですが、5月16日に佐々木正明推進委員、堀切一推進委員、事務局長と私の4人で現地調査をしてきましたので報告いたします。

一つ目は、経緯のとおり建物が建てられアスファルト舗装もされて住宅敷地として使われています。二つ目は、鉄筋コンクリート製の収蔵庫が建てられ境内の一部になっています。どちらも長年宅地として利用され、現状から農地に戻すことは困難であるため、原案のとおり決定することが相当と見てまいりました。

ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（岡市充司君）

現地調査の報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第4号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第4号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第8 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤根主任。

○主任（藤根あけみ君）

議案16ページをご覧ください。

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてご説明いたします。別添調査資料は9ページからとなります。申請件数は6件、内訳は使用貸借が3件、売買が3件です。

（議案書朗読）

以上の案件につきまして5月16日に現地調査を実施しております。記載のとおり農地転用に必要な要件は満たしていると思われますが、申請に対する本会意見の決定についてご審議をお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては現地調査を実施しておりますので、立会委員より現地調査の結果について報告願います。

3番委員。

○3番（大沼仁志君）

議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、去る5月16日に現地調査をしてまいりましたのでご報告いたします。

付議番号1番について、現地は、実家に隣接する畠の一部で道路に面し、農地の分断や周辺農地への影響もないと見てまいりました。

付議番号2番について、現地は、実家に隣接する畠の一部で北側に水路、南側と西側が道路であり、農地の分断や周辺農地にも影響がないと見てまいりました。

付議番号3番については、申請人が親戚の畠を譲り受け、住宅を建てようとするものです。現地は、古館小学校の北側で周囲を宅地に囲まれた住宅敷地内にある農地です。周辺に農地はなく影響はないと見てまいりました。

付議番号4番について、現地は、住宅地に囲まれた農地ですが、耕作はされておらず草が生い茂った状態です。周辺に農地はなく影響ないと見てまいりました。

付議番号5番について、現地は、住宅地に囲まれた農地であり耕作はされていません。住宅地内の農地であり、周辺農地への影響はないと見てまいりました。

付議番号6について、申請人が事業用地拡張のため、隣接する畠の一部を購入して駐車場にしようとするものです。現地は、既存事業用地と県道に接しており高低差があるため造成の計画ですが、隣接する農地への影響はないと見てまいりました。

以上6件とも許可相当と思われます。審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（岡市充司君）

現地調査の報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第5号 農地法第5条による許可申請に対する意見の決定については、原案のとおり許可相当と決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第5号は、原案のとおり許可相当と決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

以上、本日予定しておりました日程のすべてを終了いたしました。

これをもちまして、第857回紫波町農業委員会総会を閉会いたします。

午後2時27分 閉会

紫波町農業委員会会議規則第30条第2項の規定により署名する。

紫波町農業委員会 会長

紫波町農業委員会 委員

紫波町農業委員会 委員